

議案第125号

市会議場システム機器の取得について

大阪市会における議会運営に係る業務の最適化及び情報発信の強化を実現するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|---------|---------------------------------|------------|----|
| 1 | 物 | 件 | 市会議場システム機器 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市北区中崎1丁目2番23号
協和テクノロジズ株式会社 | | |
| 3 | 契 約 金 額 | 418,000,000円 | | |

令和7年9月18日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

市会議場システム機器を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。